「平均売上金額（別表六(八)「5」）」を、「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「13の②」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十三)「7の③」）」に改め、同表を別表六(七)とする。

別表六(七)の記載要領第1号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の4第1項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、同表を別表六(八)とする。

別表六(十一)の表中「措法第42条の5第1項各号の該当号」を「措法第42条の5第1項各号の該当号（旧措法第42条の5第1項各号の該当号）」に、「調整前法人税額（別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」）」を「調整前法人税額（別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「15の②」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十三)「7の⑤」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「14の②」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十三)「7の④」）」に、「当期控除可能額等」を「当期控除可能額」に、「外　円」を「円」に改め、同表の記載要領第1号を次のように改める。

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の5第2項若しくは第3項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成28年旧措置法」という。）第42条の5第2項若しくは第3項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の5第3項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六(十一)の記載要領第三号を削り、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　平成28年旧措置法第42条の5第2項の規定の適用を受ける場合には、「(1)」の欄の上段に「(旧法)」と記載すること。

別表六(十一)の記載要領第四号中「別表六(二十五)又は別表六(二十五)付表の「法人税額超過構成額　②」」を「別表六(二十三)「7」又は別表六(二十三)付表「2」」に改め、同表を別表六(九)とし、同表の次に次の一表を加える。